

プレスリリース [2020年5月27日]

支援措置申出者（DV避難者）の個人情報漏えいについて

保育に関わる通知書を発送した際に、支援措置申出者（DV避難者）の個人情報の一部が、配偶者（DV実施者）へ漏えいしたことが判明しましたのでお知らせします。

■ 発 生 日：5月1日（金）

■ 経緯

5月3日に支援措置申出者（DV避難者）から、子どもの保育施設の利用に伴う通知書が、配偶者（DV実施者）宛に送付されたとの連絡がありました。

同日、誤送付の事実が判明しました。

■ 漏えいによる影響範囲と個人情報

・ 漏えいによる影響範囲

2名（1件）

・ 漏えいした個人情報

児童氏名、生年月日、利用希望施設名

■ 対応

個人情報漏えいにより想定される危険性や範囲を庁内関係部署と共有し、被害が発生しないよう、安全確保に向けた対応を行いました。

また、今回の事態を重く受け止め、影響対象者へ謝罪を行いました。

なお、同様な影響対象者がいないか確認したところ、該当者はいませんでした。

■ 原因

個人情報等のシステムへの入力及び送付時の確認漏れ

■ 再発防止策

人為的な確認におけるミスが重複した上での情報漏えいであることから、必要とする個人情報をシステム上で判定するしくみ等を含めたチェック機能を構築するとともに、個人情報保護の管理について、職員への指導を徹底します。

■ 本件に関するお問い合わせ先

子ども生活部保育・幼稚園課 課長 櫻井 TEL 042-724-2137